

平成29年度 施策評価シート

基本目標	Ⅱ	地域で快適に暮らせる「すみだ」をつくる
政策	210	多様な都市機能が調和したまちをつくる
施策	211	職・住・学・遊が調和したまちづくりを計画的に進める
施策の目標	多様な都市機能が調和したまちとなるため、職・住・学・遊の調和する総合的・計画的な土地利用が進み、地域の特性に応じたまちづくりのルールが確立することで、誰もが快適に活動をしています。	

1 基本計画における成果指標の状況

指標名	「地域の特色を活かしたまちづくりが進んでいる」と思う区民の割合									
	基準年 (H28)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
目標	-				50.0%					53.0%
実績	47.2%									
指標名	地区整備計画区域面積									
	基準年 (H28)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
目標	-				97.0ha					99.0ha
実績	85.9ha									

2 目標と現状(実績)についての分析及び総事業費推移

指標の推移・施策の課題や問題点について記述	総事業費推移 (千円)	
地域の特性等を踏まえたまちづくりを実現するためには、まちづくりのルールづくりや地域の取組など、地道な活動を重ねていく必要があり、効果がすぐに表れるものではなく、長期的な視点で計画的継続的に進める必要がある。	H28	4,745
	H29	
	H30	

3 施策の評価及び判断理由

評価	理由
B	地域の特色を活かした望ましいまちにするためには、良好な都市環境の形成に関する誘導など、継続的な取組が必要である。

4 今後の施策の運営方針

評価	施策の戦略的方向性
	(1) 優先的に資源投入を図る。
○	(2) 現状維持とする。
	(3) 現状維持だが、より効率的な運営を図る。
	(4) 資源投入の縮小を図る。
【上記の判断理由】	
調和したまちを実現するには、長期的な視点で計画的継続的に進める必要がある。	
【今後の具体的な方針】	
引き続き適正な民間開発等の指導・誘導を行うとともに、区民のまちづくりへの理解を深めていく中で、地域ごとの特性に応じたまちなみを形成していく。	

5 この施策に係る事務事業（重要度・貢献度順）

番号	事務事業名	歳出 決算額 (千円)	施策への関連性	目的に対する指標		直近の評価内容
				年度目標値	推移	評価結果
				年度実績値		評価対象年度
1	まちづくり活動支援事業	192	自発的なまちづくりを進める区民等に対し、「墨田区まちづくり条例」に基づく専門家の派遣やまちづくり活動に対する助成金の交付による支援を行い、区民自らが積極的に地域のまちづくりを進める環境を整える。	3団体	→	現状維持
				3団体		平成28年度
2	開発事業の指導事務 (開発指導要綱に係る指導事務)		良好な居住環境及び都市環境の形成のために、事業者に要綱の主旨を伝え理解を求め、指導・誘導することにより、必要な施設整備及び適切な管理を行うことで、区民が快適な生活を確保しつつ、安全・安心に住むことができ、もって人と地域と環境にやさしい活力ある豊かなまちづくりを実現する	100%	↘	現状維持
				100%		平成28年度
3	建築関係紛争処理事務	259	中高層建築物を建てる場合には、周囲の環境に様々な影響（日照、プライバシー、電波障害、工事被害など）を与えるため、近隣住民と建築主との間で紛争になることがある。そのため、区では、建築紛争の未然防止及び紛争の早期解決を目的とした「墨田区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」を定め、良好な近隣関係の構築に努めている。	3件	→	現状維持
				2件		平成28年度
4						
5						
6						
7						
8						
9						

平成29年度 事務事業評価シート

施策	211	職・住・学・遊が調和したまちづくりを計画的に進める	部内優先順位					
事務事業	まちづくり活動支援事業					1		
事業概要	都市計画法改正により、土地所有者あるいは民間事業者等が都市計画を提案できるようになったことから、平成16年に「墨田区まちづくり条例」を施行し、地域のまちづくり活動を支援することで、区民等との協働によるまちづくりを推進する。					主管課・係（担当）		
						都市計画課・まちづくり支援担当		
						03-5608-1204		
施策への 関連性	自発的なまちづくりを進める区民等に対し、「墨田区まちづくり条例」に基づく専門家派遣やまちづくり活動に対する助成金の交付による支援を行い、区民自らが積極的に地域のまちづくりを進める環境を整える。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	自主的に地域のまちづくりに取り組める団体に成長できるよう、専門家派遣や助成金により、まちづくり支援を行う。							
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	専門家派遣の回数				単 位	回
		最終目標値	目標年度	基 準 年 (H28)	H29	H30	H31	
		32	37	目 標	16	16	16	16
				実 績	8			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
			目 標	20	20	24	24	24
		実 績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	既設のまちづくり団体や、今後まちづくりを考えたい団体に、専門家を派遣し、まちづくりの進め方や地域とのつながり方などをアドバイスすることで、まちづくり活動の内容を広げていく。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	まちづくり認定団体				単 位	団体
最終目標値		目標年度	基 準 年 (H28)	H29	H30	H31		
5		37	目 標	3	3	3	3	
			実 績	3				
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目 標	4	4	4	4	4	5
	実 績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
地域の方が自主的にまちづくりに取り組むため、まちづくり認定団体の設立支援を行う。なお、設立にあたっては、活動内容等について地域の理解を得る必要があるため、時間を要する。								
財 政 面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	192							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	少ない又は減少傾向				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	必須だが裁量余地あり				
判断理由					
地域の自発的な活動を促進させ、地域の特性を生かしたまちづくりを進める必要がある。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
専門家派遣により、地域の課題を多角的に捉えその解決に向けた取り組みにつなげていくことができ、一定の効果が期待できる。		2	5	5	5
3 効率性・経済性		現状維持の上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	類似事業はあるが統合等は望ましくない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
地域の自発的なまちづくりの取組は、地道に積み上げていくことが必要である。					
中間・最終年度の講評	登録団体は増えているが、平成20年度以降認定団体が結成されていない。ハードのまちづくりにつなげていくためには、登録団体を育成していく必要がある。				
今後の方向性	地域の声により一層耳を傾けるとともに、地域の課題や要望を明確にし、効果的に専門家派遣を行う。				

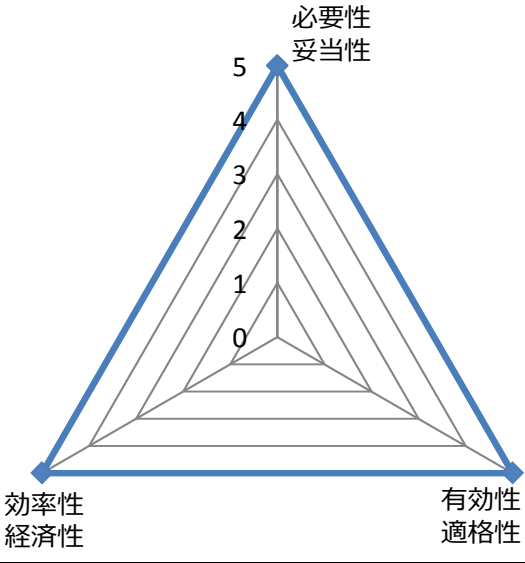
平成29年度 補助金評価シート

補助金 名称	墨田区まちづくり推進団体助成						主管課・係（担当）	
根拠法令	墨田区まちづくり推進団体助成要綱						都市計画課・まちづくり支援担当	
事業概要	まちづくり認定団体、国または東京都が主体となる都市計画事業を予定している地区の住民組織等に対し、活動経費の一部を助成することにより、住民の自発的なまちづくりを推進する。						03-5608-1204	
							事業の終期	
							37	
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	認定団体等にまちづくりの初期段階にかかる経費を助成することで、地域のまちづくり活動の内容を広げ、地域の力でまちづくりに取り組める環境を整え、自主的に活動できる団体に成長するまで支援する。							
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	専 門 家 派 遣 の 回 数				単 位	回
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		32	37	目標	16	16	16	16
				実績	8			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	20	20	24	24	24	32
	実績							
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	既設のまちづくり団体や、今後まちづくりを考えたい団体に、専門家を派遣し、まちづくりの進め方や地域とのつながり方などをアドバイスすることで、まちづくり活動の内容を広げていく。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	ま ち づ くり 認 定 団 体				単 位	団 体
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
5		37	目標	3	3	3	3	
			実績	3				
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標		4	4	4	4	4	5	
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
地域の方が自主的にまちづくりに取り組むため、まちづくり認定団体の設立支援を行う。なお、設立にあたっては、活動内容等について地域の理解を得る必要があるため、時間を要する。								
財 政 面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	0							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 平成20年度以降、新たな認定団体の登録はない				
施策への 関 連 性								

1 必要性・妥当性			5	
区が実施する理由があるか	ある	目的が政策上の位置付けと整合しているか	している	
目的・内容等が社会経済情勢に合致しているか	している	不特定多数の利益の増進に寄与するか	している	
区民ニーズに即しており、公益上必要と認められるか	認められる	個人利益に対する利益に留まらず適切な対象範囲に波及するか	する	
区の施策目標の実現に寄与しているか	している			
判断理由				
地域の自発的な活動を推進し、地域の特性を生かしたまちづくりを進める必要がある。				
2 有効性・適格性			5	
経費、補助額の算定根拠が明確になっているか	なっている	交付機会の公平性や負担の公平性が確保されているか	されている	
区が負担する割合として適切か	適切である	補助団体の活動内容が目的と合致しているか	合致している	
任意団体に対する補助の場合、自立化を促進するものであるか	ある	補助目的及び金額に見合う実績等の効果があるか	ある	
補助目的が既に達成されていないか	されていない	目標及び見込まれる効果が明確か	明確	
団体等が自らの財源で賄う範囲と区の支援範囲が明確となっているか	なっている	効果測定の具体的な目標・指標が明確か	不明確	
判断理由				
専門家派遣により、地域の課題を多角的に捉えその解決に向けた取り組みにつなげていくことができるなど、一定の効果が期待できる。				
3 効率性・経済性			4	
類似する補助事業がないか	ある	地域社会や区民等へ波及効果があるか	ある	
手続が過度に煩雑でないか	煩雑ではない	個人の経済的負担軽減の場合、実質的公平性を考慮しているか	該当なし	
目的に対する区の負担割合が適切か	適切			
判断理由				
地域の自発的なまちづくりの取組は、地道に積み上げていくことが必要。				
【評価結果】				
改善・見直し				
中間・最終年度の講評	登録団体は増えているが、平成20年度以降認定団体が結成されていない。ハードのまちづくりにつなげていくためには、登録団体を育成していく必要がある。			
今後の方向性	地域の声により一層耳を傾けるとともに、地域の課題や要望を明確にし、効果的に専門家派遣を行う。			

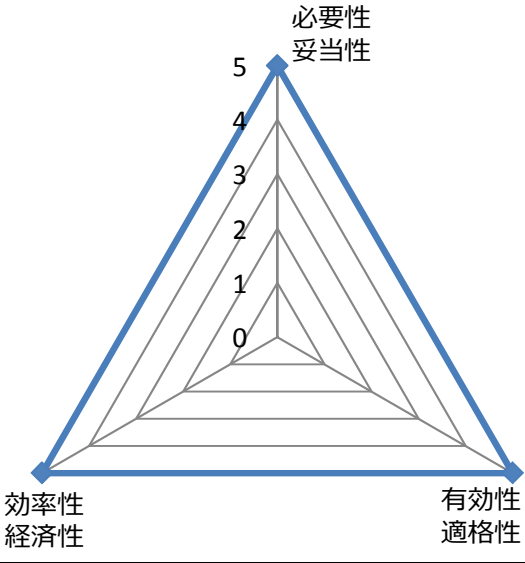
平成29年度 事務事業評価シート

施 策	211	職・住・学・遊が調和したまちづくりを計画的に進める	部内優先順位					
事務事業	開発事業の指導事務（開発指導要綱に係る事務）						2	
事業概要	墨田区として望ましいまちづくりを誘導するため、大規模建築物建設事業及び宅地開発事業を行う事業者等に対して、良好な都市環境の形成に関する指導を行うものである。						主管課・係（担当）	
							都市計画課 都市計画・開発調整担当	
							03-5608-6266	
施策への 関連性	良好な居住環境及び都市環境の形成に向け、開発指導要綱の主旨を伝えるとともに理解を求めていく。事業者を適切に指導・誘導することにより、必要な施設整備及び管理を行うことで、区民が快適な生活を確保しつつ、安全・安心に住むことができ、もって人と地域と環境にやさしい活力ある豊かなまちづくりを実現する							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	開発事業を指導、誘導する事務は、区が積極的に取り組むべきである。							
有効性・ 適格性	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	開発指導要綱対象事業の届出割合				単 位	%
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		100	37	目標	100%	100	100	
				実績	100%			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
			目標	100	100	100	100	100
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	開発事業の指導が良好なまちづくりに貢献することから、近年の届出割合を活動指標とする。							
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	完了検査を行った物件の内、立会済証を発行した割合				単 位	%
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
100		37	目標	100	100	100		
			実績	100				
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	100	100	100	100	100	
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
新基本計画策定後の届出に対し立会確認のうえ適合した開発事業の割合で、良好なまちづくりに資する成果を計ることができる。（H28年度実績9件中9件立会済証発行）								
財 政 面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
区民の快適な居住環境を守るために、無秩序な開発を防止し、良好な市街地を形成するための指導は行政の役割である。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	有効性 適格性
区内では引き続き一定数の対象規模の開発案件の施行が継続している。緑地や防火水槽など地域の居住環境にプラス要因となる施設整備を指導している。		5	5	5	5
3 効率性・経済性		現状維持の上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
指導事務を効率的に実施し、協議案件を適切に処理している。					
中間・最終年度の講評	大規模建築物の建設に伴う近隣への影響の軽減や宅地の細分化を防ぎ、秩序ある市街地の形成を図るため必要不可欠な制度である。				
今後の方向性	今後の社会状況等の変化に応じて、指導内容を柔軟に対応させていく必要がある。				

平成29年度 事務事業評価シート

施策	211	職・住・学・遊が調和したまちづくりを計画的に進める	部内優先順位					
事務事業	建築関係紛争処理事務					3		
事業概要	平成15年4月の「中高層建築物に係る紛争の予防及び調整に関する条例」の一部改正（特定中高層建築物に関する手続等の変更）施行と併せ、中高層建築物の計画・工事に関して専門相談員による建築紛争相談を開始した。					主管課・係（担当）		
						建築指導課 調査・監察担当		
事業概要						5608-6270		
施策への関連性	中高層建築物を建てる場合には、周囲の環境に様々な影響（日照、プライバシー、電波障害、工事被害など）を与えるため、近隣住民と建築主との間で紛争になることがある。そのため、区では、建築紛争の未然防止及び紛争の早期解決を目的とした「墨田区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」を定め、良好な近隣関係の構築に努めている。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	建築計画を知った近隣住民が、建築主との話し合いをするにあたって専門的な知識が必要となる場合がある。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	最も住民に近い区が行うことが求められており、代替可能性は乏しい。							
有効性・適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	建築紛争相談員相談実施件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		5	37	目標 実績	10 8	8	8 8	
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標 実績	8	7	7	6	6 5	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
	事業計画や工事に関して不安や疑念を抱いている住民による相談が多いため。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	中高層建築物の紛争に係るあつせん件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		0	37	目標 実績	3 2	2	2 2	
H32		H33	H34	H35	H36	H37		
目標 実績		2	2	2	1	1 0		
指標の選定理由及び目標値の理由								
近隣住民と建築主との間で主張の隔たりが大きく、話し合いによる解決が見込めないときに要望されるため。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	259							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 数年は同様な傾向が続くと思われる。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
区が行う事業として区民ニーズがあり、区が実施すべき理由があり、また代替可能性がないため。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
事業目的は施策に合致し効果があると思われるが、指標に対しては十分とは言えない。		5	5	5	5
3 効率性・経済性		現状維持の上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
建築紛争は当事者間で解決することが基本であるが、区民は区が事業者を指導して問題解決することを期待しており、相談員制度を活用し解決の一助となるよう努めている。					
中間・最終年度の講評	事業における必要性はあり、当面の間継続していく。				
今後の方向性	建築紛争内容は複雑化・多様化しており、潜在的ニーズがある。各事案や社会情勢の動向を見据えながら対応していく。				